

提出： 5月 27日（水）

（一社）福岡県法人会連合会 会 長 殿

（公社） 行橋法人会

会 長 上田 大作

令和9年度税制改正要望事項

検討テーマ	課 題
①軽減税率8%の食料品の2年間不課税処置	結論として消費税の2年間不課税処置は、企業側のメンテナンスの難題と一時的な策であり国民の将来への消費活動促進には適さないと思われる。
②将来への希望の為に	今、税制改革の第一は少子化対策だと思う。子どもひとりの養育費及び教育費は約2,500万係ると推定される。子どもが22歳で大学・専門学校をでて経済活動する際の経済効果は年間300万～500万と試算される。300万としても40年で1億2,000万円。将来の年金を負担してくれる子どもを社会で育てるとすれば、子育てにお金がかかるため子育て中の者又は子育て放棄をされた子どもを養育している者への優遇措置も必要である。 財源として、子育て国債発行で子どもひとり誕生につき1,500万を教育資金として給付する。 また、出産・育児中の家庭では、子供が高校を卒業するまで所得税の緩和策して①及び②を提言 ① フランスのように年収が例えば800万円の家庭の場合で子ども2人を育てる場合、家族の人数4人で割って一人200万円の所得とみなし、200万に係る税金を4倍にして納税。 ② 子育てが終わった人で、子育て支援のための寄付を行う者にはその寄付金を所得控除として申告できるようにする。法人が同様の寄付をした場合にも直接に税額控除できるようにする。
③宗教法人への課税について	宗教法人は「公益法人」 「公益法人」であれば、本来国や自治体が行うべき教育や福祉などの公益活動を行い、そのことで国等は本来支出すべき歳出を軽減できる。

	株式会社であれば、会社の利益は株主へ分配すべきもので法人の儲けは、結果個人株主の儲けとして課税すればよい。しかし、個人への配当をずっと先送りすれば節税として貯めこむことになる。そこで税制は法人段階で事前に課税し、第二段階で個人に配当されたときに所得税として事前に払った法人税分を調整として法人税は株主の所得税分の前取りとしている。 そもそも、宗教法人は営利を目的としておらず、その利益を関係者に配分することも予定していない。宗教法人は利益を得ても、出資者に配分することなく、出資者は宗教法人から個人所得として配分を受けることもないため、個人所得税の前取りとしての法人税の税制対象にないとされてきた。 そこで、課税対策として ①非課税事業と収益事業という考え方ではなく、収入把握ができる会計を中心とし、その会計に基づき配当の代わりに職員に対する給与を増額させ所得税の税収とする。 ②利益をため込ませないために毎年設備投資などやもろもろの経費を支出させ利益を5%程度残す会計基準に変更し、ため込めないようにする。このことで、業者にも所得が増え結果的に納税金額が迂回した形で増収アップを行う。
--	--